

事例

坂が多い地域特性に応じた道路基準の緩和により、住民に使いやすくコストを抑えた道路を整備 長崎市(長崎県)

従来、道路勾配は、国の基準により最大12%と一律に定められてきたが、地方分権改革により、17%まで引上げ可能とする独自基準を条例で定め、既存道路を活かした効率的で利便性の高い道路整備が実現

従前

- 長崎市は、市街地の約7割が斜面地\*で急坂が多く、自動車や自転車などが通行できない階段状の道路が多く存在
- 従来、国の道路構造令により、道路の勾配(縦断勾配)は、全国一律に「最大12%」と規定されていた  
※標高20m以上・勾配5度以上の地域

地域の課題

斜面地に適合した道路整備を行う場合、国の基準では道路を迂回させるため整備延長が長くなり、多くの用地が必要

道路整備費が増加するとともに、完成までに長期間を要することが課題に！



迂回路が多い道路(整備前)

見直し

第1次一括法により、道路法が改正され、地方道の道路構造の技術的基準が条例に委任され、「参酌すべき基準」に

取組後

- 市では、急な坂が多い実情に配慮して、市道の新設・改築時に道路の縦断勾配を「17%まで」引上げ可能とする市独自の基準を条例に制定



取組の成果

- 急坂が多い地域でも直線に近い形での道路整備が可能となり、移動時間の短縮や緊急時の円滑な車両通行の確保が図られた



直線に近い道路(整備後)

効率的な道路整備の推進

住民の利便性向上



(参考) 施設・公物管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>●十分参照しなければならない基準。</li> <li>●法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常よるべき基準。</li> <li>●法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必ず適合しなければならない基準。</li> <li>●法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。</li> </ul>

## 2. 地方分権改革による主な成果

### 2 権限移譲

#### (1) 制度改革の内容

国から都道府県に、あるいは、都道府県から市町村に、事務・権限を移譲したものです。

#### (2) 制度改革の成果

県や市町村が、事務全体を一括して担当することで、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになりました。また、住民にとっても身近な窓口でサービスが一元化されました。

#### 事例

### 工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進 西都市(宮崎県)



従来、工場敷地における緑地面積などの基準は、国の準則により25%以上の環境施設の確保が一律に定められていたが、地方分権改革により、区域に応じて国の基準を緩和する独自基準を条例で定め、環境保全と調和した敷地内での工場増設等が実現

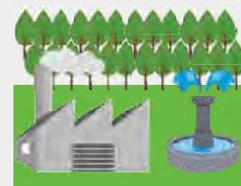
#### 従前

- 従来、工場敷地における緑地面積率などの基準は、工場立地法に定められた国の準則により、全国一律で敷地面積に対して、緑地を含め25%以上の環境施設を確保する必要があった
- ※環境施設とは、噴水・池・広場などを指す

#### 地域の課題

豊かな自然が残る地方部も、都市部と同じ割合の環境施設を設置する義務

国の基準がネックとなり、工場周辺に森林や農地が残る地域であっても、工場の増設ができないことが課題に！



#### 見直し

第2次一括法により、工場立地法が改正され、地域準則の策定権限が、県・指定都市から全ての市に移譲\*

#### 取組後

- 地域の実情に応じ、環境保全を図りながら工場立地を推進するため、区域に応じて国の基準を緩和する市独自の基準を定める条例を制定

環境施設の面積割合(国の基準25%以上)

工業地域10%以上～準工業地域15%以上など、区域に応じて国の基準を緩和

#### 取組の成果

- 既存立地企業は環境保全と調和した敷地内での工場増設が可能に
- また、新たな企業立地も促進



周囲を自然林に囲まれ、環境保全と調和した立地が実現している工場

地域産業の振興

雇用機会の拡大

※さらに、第6次地方分権一括法により(平成28年5月成立)、全ての町村に移譲